



3月定例議会では各務原市の平成30年度の予算が提出され、同時に介護保険料が示された介護保険条例の改正も提出されました。介護保険料は上がるのか、下がるのか、どきどきしながら真っ先に見ました。第7期介護保険料は基準額は4900円、第5期、第6期と同額でした。これまで、「介護サービスを過大に見積もり、介護保険料を引き上げすぎてきた。引き下げを！」「積み立てたお金を活用すれば、介護保険料の引き下げができる！」と財源を示し何度も引き下げを求めて取り上げてきました。その甲斐あって「引き下げ」はできませんでしたが、「基準額を同額」とすることができ、「ホッ」としました。しかし低所得者層の引き下げができなかったことは残念です。まだまだ課題はあります。引き続きみなさんと力を合わせて、安心して使える介護保険制度のために頑張ります。

市議会議員ハタノこうめ

各務原市の平成30年度～32年度までの介護保険料

これは65歳以上の方の保険料です。保険料は年金から天引きされます。
(無年金者、月額15,000以下の年金受給者等は窓口等で納めます。)

段階	対象者	負担割合	年額 (円)	月額 (円)
第1段階	生活保護を受給している人 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の人	×0.45%	26,460	2,205
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	×0.65%	38,220	3,185
第3段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	×0.75%	44,100	3,675
第4段階	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる人で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.90%	52,920	4,410
第5段階	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる人で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額×1.00%	58,800	4,900
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	×1.20%	70,560	5,880
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	×1.30%	76,440	6,370
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	×1.50%	88,200	7,350
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	×1.70%	99,960	8,330
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	×1.80%	105,840	8,820
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	×1.90%	111,720	9,310
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	×2.10%	123,480	10,290
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	×2.30%	135,240	11,270

平成30年度から32年度までの第7期介護保険料は、3期連続して据置きとなりました。これまで積み立ててきた基金9億5,000万円を取り崩し6億5,000万円繰り入れます。これによって保険料の引き上げを押しさえることができました。

所得階層を10段階から13段階に細分化し、これまで所得400万円以上は年額10万5,840円の頭打ちになっていましたが、新たに11段階と13段階を増やし、そのことよって800人の保険料が上がり1500万円の増額になります。

一方、所得の少ない人の保険料を軽減するように要望していましたが、この点については第6期と同様の保険料となりました。

介護保険料は7人のうち1人が払えず、滞納しています。無年金でも無収入でも、税法上は非課税でも保険料が賦課される過酷な制度です。保険料を払ったら生活が成り立たない実態があります。保険料のさらなる減免を求めて行きます。

